

30%以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	・ 作付面積の増加率 1 %以上	10%以上	5
		8 %以上	4
		6 %以上	3
		4 %以上	2
		1 %以上	1
		1 %未満	0
	・ 労働時間の削減率 10%以上	20%以上	5
		17. 5%以上	4
		15%以上	3
		12. 5%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・ 10a 当たり収量の増加率 1 %以上	10%以上	5
		8 %以上	4
		6 %以上	3
		4 %以上	2
		1 %以上	1
		1 %未満	0
	・ 優良品種の作付面積の増加率 5 %以上 又は ・ 事業対象品目の現行作付面積のうち優良品種が作付け されていない面積における当該品種の作付面積の増加 率 30%以上	15%以上	5
		12. 5%以上	4
		10%以上	3
		7. 5%以上	2
		5 %以上	1
		5 %未満	0
		又は	
		50%以上	5
		45%以上	4
		40%以上	3
		35%以上	2
		30%以上	1
		30%未満	0

②地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	・事業実施主体、受益する農家又は農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。	1つも満たさない。	0
	・事業実施主体又は構成員がこれまでに（事業応募前年度時点）、規模拡大の取組を実施しているか。		
	・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－5により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

（1）地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき第1の2（2）の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

（2）本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－5の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

（1）事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別添3及び別添1－5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

ア 農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度。

イ 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度。

なお、成果目標の目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添 3 及び別添 3－4 により地方農政局長に報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添 2 により併せて提出するものとする。

(3) 地方農政局長は、第 4 の 4 に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第 7 の 1 (1) に基づき、別添 4 及び別添 4－3 により自己評価を行い、成果目標の達成状況について地方農政局長に報告するものとする。

第 4 その他

1 事業の着手等

(1) 本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。

(2) 事業実施主体は、原則として一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第 1 の 6 の (2) のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

(3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- (3) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 締結されたリース契約が、第1の3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ－Ⅲ さとうきび産地確立実証事業

第 1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業は、近年の省力的な株出栽培の普及に伴う栽培環境の変化や台風等の気象災害リスク等に対応するための技術的な栽培実証、高齢化や人手不足への対応等、地域の生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証、島内の地域資源を活用した資源循環体制の構築に向けたグリーン化実証等、さとうきびの安定生産を図る上で必要となる実証について、以下の取組に係る経費（事務に要する経費を含む。）を助成するものとし、以下のイ及びウについては必ず取り組むものとする。

なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等については、付票 1 に定めるとおりとする。

ア 検討会の開催

地域ぐるみでの効果的な実証となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

イ 課題解決に向けた取組

以下の（ア）から（ウ）までに係る実証、これらの実証に必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

- （ア）気象や土壌条件など地域の特性を踏まえた新品種への転換、台風被害の低減に資する防風林の設置といった自然災害リスクへの対応、機械導入率の低い植付作業における効率的な機械利用、島内資源を有効活用した土づくり等、さとうきびの安定生産に資する技術的な栽培実証。

- （イ）収穫作業との競合や労働力不足から遅れが生じている春作業（株出管理・植付け、土づくり）を適期適切に実施するための体制構築、オペレーター等の人材を地域内で効率的に調整するための体制構築等、生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証。

- （ウ）有機資源の供給、堆肥の生産、さとうきび生産における堆肥の活用のサイクルを加速化するための体制構築、低コストな堆肥の製造・供給体制、さとうきび生産に適した堆肥の開発等、島内の有機資源を安定的に土づくりに活用するための島内資源循環システムの構築など、環境に配慮した生産に関する実証（グリーン化実証）。

ウ 実証結果の普及

イで行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

(2) 取組における留意事項

- ア 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合、本取組の対象となるさとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後 5 年未満の品種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は 3 年以内に出願が見込ま

れる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件（出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年（材木、鑑賞樹、果樹などの木本性植物は6年）遡った日より前に譲渡していないことをいう。以下同じ。）に抵触してはならないものとする。なお、この場合の事業実施主体は協議会に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関（育種機関）を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。

イ 付票1の1のうち（6）の堆肥散布車又は（13）の散水車の導入・改良は、事業実施主体が、市町村、島等の広範囲において農業用に活用する計画に基づいた場合に限るものとする。なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

2 補助要件等

（1）事業の対象地域は、さとうきびに係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）にあることとする。

（2）事業実施主体は、別添42の「みどりのチェックシート」により、自己点検を実施すること。

（3）事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

エ 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。

オ 取組の内容が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」の推進に資する取組であること。

カ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上、安定生産に寄与すると認められること。

キ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

（4）取組を実施する上で、農業機械等の導入又はリース導入が必要となる場合は、以下の事項に留意すること。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

（ア）導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

（イ）助成の対象となる農業機械等は、実証を行う上で、追加的に必要となるものに限ること。

（ウ）受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又

は5名に満たなくなつた場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。

- (エ) 農業機械等の種類や能力・規模が、実証等の内容からみて適正であること。
- (オ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (カ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、含みつ糖のみを生産する地区でケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合、品質管理等の観点から、前処理施設、精脱葉施設等が整備されていること。
- (キ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (ク) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ケ) 農業機械等の導入・改良を伴う取組を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (コ) 付票1の（5）のうち無人航空機（ドローン等）の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。
- (サ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (シ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

（１）補助対象とする経費は、本要領別表１の６（３）ウに定めるもののうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

取組の実施方法・内容を定めるための検討会の開催等に必要となる事業費（会場借料、通信・運搬費、印刷製本費等）、旅費、謝金、役務費、雑役務費等の経費

イ 技術的な栽培実証の取組

実証ほ場の設置、生産資材（種苗、肥料、農薬）や農業機械の導入など、糖度・単収の向上が期待される優良品種の導入、自然災害被害の抑制手法（効率的な防風林の設置方法や干ばつに対応した節水型灌漑技術等）の導入等の栽培に係る実証を行う上で必要となる事業費（借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等）、備品費、賃金等、役務費等の経費

ウ 担い手や作業受託組織の生産体制実証の取組

新たな作業員・オペレーターの雇用と育成、農業機械の導入など、春作業（株出管理・植付け、土づくり等）を適期に行うための体制構築、農繁期の作業分散等の担い手や作業受託組織等の生産体制に係る実証を行う上で必要となる事業費（借上費、原材料費、資機材費、消耗品費、研修受講費等）、備品費、賃金、役務費等の経費

エ グリーン化実証の取組

畜産農家等と連携したさとうきび生産に適した堆肥の開発、堆肥の原料供給、生産、利用に向けたマッチング体制の構築、堆肥の低コスト生産・供給など、環境に配慮した生産性向上に係る実証を行う上で必要となる事業費（借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等）、備品費、賃金、役務費等の経費

オ 実証結果の分析

実証した取組の導入効果や経営改善効果の分析等に必要となる事業費（通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等）、賃金、旅費、謝金、委託費、役務費等の経費

カ 実証結果の普及

実証した取組内容の報告会やマニュアルの作成等に必要となる事業費（会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費等）、賃金、旅費、謝金等の経費

（２）次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

ア 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

イ 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする

取組

ウ 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

エ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

オ 不動産、船舶、飛行機又は 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組（農業機械等の導入・改良を行う場合は除く。）

カ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

（３）（２）のオの規定にかかわらず、地方農政局長が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具（灌水タンク等）の取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。

（４）申請できない経費

ア 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

イ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

4 補助率

補助率は定額とする。ただし、農業機械等の導入にあっては、実勢価格の 6/10 以内、農業機械等のリース導入にあっては、リース料の 6/10 以内とする。

5 農業機械等の導入又はリース導入を伴う実証における留意事項

（１）農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

ア 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

イ 機械設備の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第 1 の 6 の（２）のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。

（２）農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(3) 農業機械等のリース契約を締結する場合

ア 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

(ア) 保険料

(イ) 固定資産税（償却資産）

(ウ) 金利

(エ) その他農産局長が特に必要と認めるもの

イ リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(イ) リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

ウ 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

(ア) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(イ) $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(4) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の対象としないものとする。

6 その他留意事項

(1) 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付するものとする。

(2) 実証によって得られた収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、これらの実証を通常の営農行為等と比べた際に掛かり増しとなる経費のみを補助対象と

する。

7 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

8 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ以上設定するものとする。

- ア 実証地区における10a当たり労働時間を10%以上削減
- イ 実証地区における10a当たり収量を5%以上増加
- ウ 作業受託面積又は作付面積を1%以上増加
- エ 適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）を1%以上増加
- オ 地域等における会議での発表等普及啓発を1回以上実施
- カ 実証成果の導入面積（又は面積割合）を1%以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度又はその翌年度とする。

9 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。なお、事業実施主体が既に承認を受けた事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・実証地区における10a当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・実証地区における10a当たり収量の増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0

	・ 作業受託面積又は作付面積の増加	5 %以上	5
		4 %以上	4
		3 %以上	3
		2 %以上	2
		1 %以上	1
		1 %未満	0
	・ 適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）の増加	5 %以上	5
		4 %以上	4
		3 %以上	3
		2 %以上	2
		1 %以上	1
		1 %未満	0
	・ 地域等における会議での発表等普及啓発を実施	5 回	5
		4 回	4
		3 回	3
		2 回	2
		1 回	1
		1 回未満	0
	・ 実証成果の導入面積（又は面積割合）の増加	5 %以上	5
		4 %以上	4
		3 %以上	3
		2 %以上	2
		1 %以上	1
		1 %未満	0
②地域における重要性	・ 取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・ 受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・ 事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・ さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）に位置付けられた取組となっているか。 ・ 事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。	5 つ満たす。	5
		4 つ満たす。	4
		3 つ満たす。	3
		2 つ満たす。	2
		1 つ満たす。	1
		1 つも満たさない。	0

第 2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－6により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－6の事業実施変更計画書により協議を行うものとする

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに前年度における事業実施状況を別添3及び別添3－5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の5に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4－3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付要綱により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等

支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和４年４月１日付け３新食第２０８８号、３農産第２８９７号、３畜産第１９９１号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第１の６の（２）のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

- ３ 事業実施主体は、第１の１の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けたうえで、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第１号により地方農政局長に届け出るものとする。

４ 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- （２）補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けること等により、適正な執行に努めること。
- （３）補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

５ 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- （１）購入契約、リース契約を解約又は解除した場合
- （２）事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- （３）農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合
- （４）地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- （５）締結された購入契約又はリース契約が、第１の３に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- （６）第３に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

６ 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事

業実施主体を十分に指導監督すること。

7 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 特許権等の帰属等

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠権を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に扱うものとする。

- （１）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、別添７により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益等を目的として当該特許権等の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業実施期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

- （１）事業実施主体は、特許権等に伴う収益が生じた場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間、別添８により、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認められる場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- （２）地方農政局長は、（１）の報告に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計

年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに企業化に関連して支出された総額で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施による経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

付票 1

実証を行う上で農業機械の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等

農業機械等名	
1	農業機械等 (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） (2) 株出管理作業機 (3) 苗植付機 (4) 乗用トラクター (5) 防除用機械 (6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） (7) 肥料散布機 (8) 耕うん用機械 (9) 碎土整地用機械 (10) 栽培管理用機械 (11) 搬出・搬入機 (12) 脱葉機 (13) 散水車（車と一体的なものに限る。）
2	機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。） (1) 設置型農業用タンク (2) 灌水ポンプ (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー）
3	その他の農業機械等 1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

別添 1（Ⅰの第 2 の 1（1）、Ⅱの第 2 の 1（1）、Ⅲ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ、Ⅲ－Ⅲ第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
農林水産省農産局長^{※1} 殿

事業実施主体名

所 在 地

代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の事業実施計画の提出（変更協議）^{※6}について

令和 年度において、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇^{※2}）を実施したいので、本別紙〇〇〇〇^{※3}に基づき、関係書類^{※4}^{※5}を添えて提出（変更協議）する。

- ※1：本別紙本体の第 2 の 1（1）の全国的な支援体制の整備事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長宛とすること。
- ※2：本別紙本体の第 2 の 1 の対象事業名を記載すること。
- ※3：本別紙本体の第 2 の 1（1）の事業の場合は「Ⅰの第 2 の 1（1）」、（2）の事業の場合は「Ⅱの第 2 の 1（1）」、（3）の事業の場合は「Ⅲ－Ⅰの第 2 の 1」、「Ⅲ－Ⅱ－Ⅰの第 2 の 1」、「Ⅲ－Ⅱ－Ⅱの第 2 の 1」又は「Ⅲ－Ⅲの第 2 の 1」と記載すること。
- ※4：関係書類として、本別紙本体の第 2 の 1（1）の事業を実施する場合は、別添 1－1、本別紙本体の第 2 の 1（2）の事業を実施する場合は別添 1－2、本別紙本体の第 2 の 1（3）の事業を実施する場合は別添 1－3、別添 1－4、別添 1－5 又は別添 1－6 のいずれかを添付すること。（事業実施計画の変更の場合は、事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）した該当資料ページを添付して提出すること。）
- ※5：本別紙本体の第 2 の 1（2）の事業のうちⅡの第 1 の 1（1）イ（ク）a の取組を実施する場合は別添 9 から別添 11 を、Ⅱの第 1 の 1（1）イ（ク）b の取組を実施する場合は別添 21 から別添 22-1 を、Ⅱの第 1 の 1（1）イ（ク）c の取組を実施する場合は別添 30 から別添 31-1 を、Ⅱの第 1 の 1（1）イ（ケ）の取組を実施する場合は別添 39 及び別添 39 の第 3 に規定する関係資料を添付すること。事業実施計画の変更の場合は、承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）した該当資料ページを添付して提出すること。
- ※6：実施要領に定める重要な変更に伴う事業実施計画の協議を行う場合は、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と、「本別紙〇〇〇」を「実施要領第 5」と、「提出」を「変更協議」と記載すること。

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
事業実施(変更)計画書

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

注) 事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）すること。

第 1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業対象作物名	事業費（円）	負担区分（円）			備 考
			国庫補助金	自己負担	その他	
(1) 検討会の開催						
(2) 事前相談窓口の設置						
(3) 地域相談会等の実施						
(4) 栽培技術研修の実施						
(5) 産地動向・栽培技術等調査・分析等						
(6) 需要・消費動向等調査・検討の実施						
(7) 課題解決実証の実施						
(8) 需要拡大に資する取組の実施						
(9) 有能技能人材登録等の実施						
(10) 情報発信ツールの構築						
(11) 技術拠点農場の設置						
合計						

注：「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 事業完了予定（又は完了） 令和 年 月 日

3 事業目的及び成果目標

（1）事業対象作物

注：本事業で対象とする地域特産作物（薬用作物の場合は具体的な薬用作物名）を記入すること。

（2）事業目的

(3) 成果目標

達成すべき成果目標	目標値（年度）	目標値の考え方	事後評価の検証方法

注1：「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のⅠの第1の4（1）の成果目標の中から1つ選択し、記入すること。

2：「目標値」の欄は、「達成すべき成果目標」に沿って、目標数値を記入すること。

3：「目標値の考え方」の欄は、目標値の決定に当たってどのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標を達成できるかを記入すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期 (令和年度) 月	取組の内容	備考

注1：対象作物が複数の場合は、取組内容別に対象作物を記入すること。

2：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容（非実施の取組の欄は、削除すること。（2）～（10）については、過年度（今年度含む）に同様の事業実績がある場合は、その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを明記すること）

（1）検討会の開催（取組を行う場合は、必ず実施すること）

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏名	所属・役職名	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備 考
年 月				

注１：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

２：開催する検討会ごとに記入すること。

３：適宜、行を追加して記入すること。

（２）事前相談窓口の設置

ア 目的等

--

注：相談窓口の設置の理由、目的等を記入すること。

イ 相談窓口の運営体制

相談窓口名	氏 名	所属・役職名	備 考

注：対象作物が複数の場合は、「備考」の欄に対象となる作物名を記入すること。

ウ 相談窓口の実施内容

実施期間・時間	設置場所	想定される相談内容	運営方法	備 考

注：「運営方法」の欄については、相談の受付方法や回答方法等について記入すること。

(3) 地域相談会等の実施

ア 目的等

--

注：地域相談会等の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 地域相談会等の実施内容

名 称	相談会等の具体的な実施内容	備 考

注１：「名称」の欄は、仮称でも構わない。

２：開催する相談会等ごとに記入すること。

ウ 地域相談会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	具体的な内容	備 考
年 月				

注：開催する地域相談会等ごとに記入すること。

(4) 栽培技術研修の実施

ア 目的等

--

注：栽培技術研修会の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 栽培技術研修会の実施内容

名 称	具体的な実施内容	備 考

注１：「名称」の欄は、仮称でも構わない。

２：開催する相談会等ごとに記入すること。

ウ 栽培技術研修会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	具体的な内容	備 考
年 月				

注：開催する地域相談会等ごとに記入すること。

（５）産地動向・栽培技術等調査・分析等

ア 目的等

--

注：調査・分析等の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 調査・分析等の内容

実施時期	実施項目（場所、課題など）	実施内容	備 考
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

(6) 需要・消費動向等調査・検討の実施

ア 目的等

--

注：需要・消費動向等調査の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 需要・消費動向等調査・検討の実施内容

実施期間	調査名	実施者	調査内容及び方法	備 考
年 月 ～ 月				

注：実施する調査ごとに記入すること。

(7) 課題解決実証の実施

ア 目的等

--

注：課題解決実証の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 新たな作物又は品種の現地適応性試験の実施内容

実施時期	実施場所	作物又は品種名	ほ場面積(a)	管理主体	試験内容及び方法	備 考
年 月						

注：新作物・新品種の導入、栽培技術の確立等を実施する場所ごとに記入すること。

ウ 栽培技術・加工技術の確立

(ア) 栽培技術・加工技術の試験内容

技術の名称等	作物名又は品目名	試験する技術の具体的な内容	備 考

注：対象製品の名称等については、加工技術の試験の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。

(イ) 加工技術の試験に必要な機械・機器の整備内容

整備する機械・機器の名称・内容	整備する機械・機器の使用方法	備 考

注：「整備する機械・機器の使用方法」の欄は、栽培技術・加工技術の確立に必要な機械・機器の具体的な使用方法等について記入すること。

エ 新商品の開発等

(ア) 試作品の作製

実施時期	作製者	試作内容及び方法	備 考
年 月			

注：試作品ごとに記入すること、「作製者」の欄は試作品を作製する者を記入すること。

(イ) 試作品の商品性評価

開催時期	開催場所	評価者・員数	評価内容及び方法	備 考
年 月				

注１：試作品ごとに記入すること。

２：「評価内容及び方法」の欄は、実施方法、評価項目等について記入すること。

オ 農業機械の開発・改良

(ア) 農業機械の開発・改良の内容

実施時期	機械の種類・形式	実施者	開発・改良の内容及び方法	保管・設置場所	備 考
年 月					

注1：「実施者」の欄には、農業機械の改良を行う機関（又は担当者等）を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具メーカー名及びその部署、支店名（又は担当者名等）も

記入すること。

2：「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(イ) 農業機械販売業者選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

カ 農業機械等のリース

(ア) リース内容

機械等名	仕様	台 数	用 途	金 額	主として使用する者	設置場所	リース予定時期

注1：機械ごとに記入すること。

2：「金額」の欄は、機械のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容のわかる資料を添付すること。

(イ) リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械の種類・形式	リース物件価格（千円）	リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注１：「リース物件価格（千円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

２：「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」は農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

３：リースする農業機械等の価格が 400 万円以上の場合は、その機械等をリースする理由を「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(ウ) リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(エ) リース料助成額

農業機械名（仕様）				備 考
リース期間	開始日 ～ 終了日（※１）		～（日）	
	リース借受日から○年間（※２）		（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①	（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②	（円）	
リース料助成額（注２）		③	（円）	
リース諸費用（消費税抜き）		④	（円）	
消費税		⑤	（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）			（円）	
①－②－③＋④＋⑤				

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

２：リース料助成額は、Ａ、Ｂのいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。

Ａ：（①×（リース期間/法定耐用年数）×実証ほの設置期間における国からの助成期間/リース期間）×補助率

B : ((①－②) × 実証ほの設置期間における国からの助成期間/リース期間) × 補助率
3 : リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

(8) 需要拡大に資する取組の実施

ア 目的等

--

注：需要・消費動向等調査の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 需要拡大に資する取組の実施内容

実施時期	実施者	実施内容及び方法	備 考
年 月			

(9) 有能技能人材登録等の実施

ア 有能技能人材登録等

(ア) 目的等

--

注：有能技能人材等登録の実施の理由、目的等を記入すること。

(イ) 有能技能人材選考会の構成

選考会名	所属・役職名	氏 名	備 考

注：所属・役職名及び氏名欄は、会員ごとに記入すること。

(ウ) 選考会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	選考方法	備 考
年 月				

注：開催する選考会ごとに記入すること。

(エ) 有能技能人材に関する周知

実施時期	開催場所	周知内容及び方法	備 考
年 月			

(オ) 有能技能人材公開意見交換会の開催

開催時期	開催場所	参加予定対象者・人数	意見交換会の内容	備 考
年 月				

注：開催する意見交換会ごとに記入すること。

イ 技術アドバイザーの派遣

(ア) 目的等

--

注：課題解決実証の実施の理由、目的等を記入すること。

(イ) 技術アドバイザーの選考・登録

選考時期	選考方法	備 考
年 月		

(ウ) 技術アドバイザーの派遣の実施

派遣先の選定方法	派遣等の内容及び方法	備 考

(10) 情報発信ツールの構築

ア 目的等

--

注：情報発信ツールの構築の理由、目的等を記入すること。

イ 情報発信ツールの内容

実施時期	情報発信内容	備 考
年 月		

注：ポータルサイトを製作する場合には、サイトの設置予定場所や周知方法等を備考欄に記入すること。

(11) 技術拠点農場の設置

技術拠点農場の内容

技術拠点農場					
所 在 地		田・畑の区分	面積（a）	栽培期間（年）	土地利用体系
		田　・　畑			
		田　・　畑			
		田　・　畑			
			計		
対象作物	技術体系に組み入れる新たな省力化・安定化技術等				
技術拠点農場設置の目的、技術体系の考え方					

注１：技術拠点農場ごとに作成すること。

２：【技術体系に組み入れる新たな省力化・安定化技術等】の欄は、導入技術の組み合わせを記載すること。（例：省力機械化体系＝ペーパーポットを利用した育苗＋半自動移植機＋マルチ利用（既存）＋堀取機（既存））

第3 事業の実施経費

事業内容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 (人数、回数) ②	金 額 (円) (①×②)	備 考
(1) 検討会の開催						
計						
(2) 事前相談窓口の設置						
計						
(3) 地域相談会等の開催						
計						
(4) 栽培技術研修の実施						
計						
(5) 産地動向・栽培技術等の 調査・分析等						
計						
(6) 需要・消費動向等調査・検討 の実施						
計						
(7) 課題解決実証の実施						

現地適応性試験の実施						
小 計						
栽培技術・加工技術の確立						
小 計						
新商品の開発等						
試作品の作製						
小 計						
試作品の商品性評価						
小 計						
計						
農業機械の開発・改良						
小 計						
農業機械のリース						
小 計						
計						
(8) 需要拡大に資する取組の実施						
計						
(9) 有能技能人材登録等の実施						
選考会の開催						

小 計						
有能技能人材に関する周知						
小計						
有能技能人材公開意見交換 会の開催						
小 計						
技術アドバイザーの選考・登 録						
小 計						
技術アドバイザーの派遣						
小 計						
計						
(10) 情報発信ツールの構築						
計						
(11) 技術拠点農場の設置						
計						
総 計						

注１：「費目」、「細目」の欄は、本要領別表３の費目、細目から記入すること。

２：「備考」の欄には、単価、員数等の根拠（資料名等）、経費の必要性等を具体的に記載すること。

３：適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

第4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
共同機関	大 学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
事業責任者	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制がわかる図を添付すること。

2：「過去の類似事業の実績」の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3：「事業責任者」の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注：「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
茶・薬用作物等地域特産作物体制 強化促進 全国的な支援体制の整備事業	円	円	円	円	
合 計					

第6 添付書類

- 1 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 本事業で取り組む内容の農業機械のパフレット、見積書
- 4 その他、農産局長が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

関連計画での位置づけ	輸出事業計画	有・無
	地域別振興計画 ※事業実施年度中に位置づけられることが確実な場合は、「有」	有・無

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

注) 事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）すること。

第 1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量 (回数、台数、 面積等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			補助率	備 考
			国庫 補助金	自己負担	その他		
(1) 検討会の開催						定額	
(2) 生産体制の強化							
ア 栽培実証ほの設置						定額	
イ 種苗等増殖実証ほの設置等						定額	
ウ 新たな栽培技術等の実証導入						1/2 以内	
エ 関連設備・農業機械の開発・改良						定額	
オ 栽培マニュアルの作成						定額	
カ 課題等解決のための調査・分析						定額	
キ マッチングの開催						定額	
ク 茶の改植等及び未収益期間を有する 薬用作物の新植の促進						定額	
ケ 農業機械等リース支援						1/2 以内	
コ 人材確保策の検討						定額	
(3) 需要の創出							
ア 消費者・実需者ニーズ等の把握						定額	
イ 実需者等と連携した商品開発						定額	
ウ 製造・加工技術の確立							
うち製造・加工技術の確立						定額	
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
エ 消費者に向けたコト体験の展開						定額	
オ 消費者等への理解促進・情報発信						定額	
合計							

注：「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数	受益農業従事者うち65歳未満の数	受益農業従事者のうち法人・集落 営農、新規就農者の数	事業実施主体	
			法人・集落営農組織の 場合は右欄に○を記入	

注：「受益農業従事者数」の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、農事組合を設立する際の発起人を受益農業従事者とする。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、定款に記載された法人の構成員（出資者）であって農業に150日以上従事する者を受益農業従事者とする。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とする。

3 事業完了予定（又は完了） 令和 年 月 日

4 事業対象作物の生産状況、販売状況

（1）事業の対象作物

--

注：本事業で取り組む作物を記載すること。

（2）生産状況

ア 栽培面積及び生産量

作物名	現 状（ 年度）		本年度（ 年度）		目 標（ 年度）		備 考
	栽培面積（a）	生産量（トン）	栽培面積（a）	生産量（トン）	栽培面積（a）	生産量（トン）	
計							

注1：「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。

2：「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で生産される見込み数量を記入すること。

3：蚕の場合は、「栽培面積(a)」の欄は「飼育数量(箱)」、「生産量(トン)」の欄は「収繭量(トン)」とすること。

4：蚕における「飼育数量(箱)」の欄は、2万粒を1箱として換算すること。

5：薬用作物の場合は、「備考」の欄に生薬名及び栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記載すること。

6：適宜、行を追加して記入すること。

イ 10a 当たり単収及び労働時間（成果目標において 10a 当たりの単収の向上又は労働時間の削減に取り組む場合は必ず記入すること。）

（ア）10a 当たり単収

作物名	現 況 (年度) (時間/10a)	目 標 (年度) (時間/10a)	備 考
計			

（イ）10a 当たり労働時間

作物名	現 況 (年度) (kg/10a)	目 標 (年度) (kg/10a)	備 考
計			

ウ 販売状況

作物名	販売先の確保状況		販売形態	備 考
	薬用作物	薬用作物以外		
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 ・ 無	相対取引 ・ その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 ・ 無	相対取引 ・ その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 ・ 無	相対取引 ・ その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 ・ 無	相対取引 ・ その他	

5 事業目的及び成果目標

（１）事業目的

--

注：産地における現状と課題、当該作物に取り組む目的等について記載すること。

(2) 成果目標

ア 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標の内容			目標値の考え方	事後評価の検証の方法
		現状値	目標値	増減率		
		(年)	(年)			

イ 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標の内容			目標値の考え方	事後評価の検証の方法
		現状値	目標値	増減率		
		(年)	(年)			

注 1 : 達成すべき成果目標は、本別紙のⅡの第 1 の 4 に基づき 2 つ記入すること。

2 : 「事業内容」の欄は、本別紙のⅡの第 1 の 4 (1) の事業内容ごとの達成すべき成果目標の表中の事業内容を記入すること。

3 : 「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のⅡの第 1 の 4 (1) の表中の成果目標の達成すべき成果目標欄の内容を記入すること。

4 : 「目標値」の欄は、本別紙のⅡの第 1 の 6 の審査基準等に沿って、内容及び目標数値（数値以外の項目がある場合は当該項目を含む）を記入すること。

5 : 「現状値」の欄は、原則、直近年の数値とし、直近年が異常年であった場合（災害等の発生）は、さらに前年の数値又は過去数カ年の平均値を現状値とすることができる。

6 : 「目標値決定の考え方」の欄は、目標値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標をどれだけ達成できるかを記入すること。

7 : 取組内容が 3 つ以上ある場合、審査基準の対象（達成すべき成果目標）としない成果目標については、様式に準じて自主的な目標として記載すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(令和 年度) 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容（非実施の取組の欄は、削除すること。）

（1）検討会の開催（2の事業内容の（2）及び（3）を実施する場合は、必ず実施すること）

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備 考

注1：茶を対象として（2）クに取り組む場合は実需者、茶以外の作物を対象とする場合は関係行政機関を構成員に加えること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備 考
年 月				

注1：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：茶を対象として（2）クに取り組む場合は、検討内容として、需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施すること。

3：開催する検討会ごとに記入すること。

4：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 生産体制の強化（過年度（今年度含む）に同様の事業実績がある場合は、その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを明記すること）

ア 栽培実証ほの設置
（ア）目的等

注：実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

（イ）栽培実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 （a）	管理主体名	受益農家数 （戸）	栽培実証ほの内容等	備 考

- 注1：薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。
- 2：「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。
- 3：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
- 4：実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。
- 5：適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備 考
年 月				

注：適宜、行を追加して記入すること。

(エ) 栽培実証結果の評価・栽培技術の普及方法

実証結果の評価方法	栽培技術の普及方法

注：栽培実証ほの設置の結果とその評価方法、また、栽培技術の普及体制・方法等について記入すること。

イ 種苗等増殖実証ほの設置等

(ア) 目的等

--

注：実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 種苗等増殖実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農家数 (戸)	栽培実証ほの内容等	備 考

注１：薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。

２：「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

３：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

４：適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 2年目以降の種苗等増殖実証ほの計画

作物名	種苗増殖実証ほの内容				備 考
	2年目（ 年度）		3年目（ ）		
	事業費	内 容	事業費	内 容	

注1：複数年（上限：3年間）の実証を希望する場合のみ、記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

(エ) 種苗等増殖実証ほの管理・作業内容

作物名	栽培年数	管理・作業等	備 考
(例)	2年	(1年目) (2年目) 4月 4月 11月 播種 → 定植 収穫	1年目：播種 2年目：定植、収穫

注1：実証期間中における主な管理・作業等について記入すること。

2：実証期間が複数年の場合には、年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

(オ) 栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備 考
年 月				

注：適宜、行を追加して記入すること。